

郡山市公共交通運転手確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運転手不足が深刻化している路線バス事業者及びタクシー事業者（以下「公共交通事業者」という。）における運転手確保を促進し、地域公共交通の運行サービス維持を図ることを目的に、公共交通事業者が実施する、市内の本社又は営業所で運転手として勤務する従業員（内定者を含む。以下「従業員」という。）の第二種免許取得に係る経費を負担する事業（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合事業」という。）について、法第4条第1項の規定により許可を受けた事業者で市内に本社又は営業所があり、市内を走行する路線バスを運行している者をいう。
- (2) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「乗用事業」という。）について、法第4条第1項の規定により許可を受けた事業者で、市内に本社又は営業所（個人事業主においては住所）がある者をいう。
- (3) 第二種免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が不相当と認める者を除く。

- (1) 路線バス事業者又はタクシー事業者
- (2) 補助金の交付の決定後においても乗合事業又は乗用事業を継続する意思を有する者
- (3) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者
- (4) 代表者又は役員が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団員等に該当していない者又は同条に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有していない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号。）第11条に規定する会計年度をいう。次条において同じ。）の4月1日から3月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、前条の対象となる期間の末日の属する会計年度の末日までに、郡山市公共交通運転手確保支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 同意書兼誓約書（第2号様式）
- (2) 郡山市公共交通運転手確保支援事業補助金計算書（第3号様式）
- (3) 乗合事業又は乗用事業を営んでいることの証明の写し
- (4) 従業員との雇用契約の内容が確認できるものの写し
- (5) 従業員の雇用保険被保険者証の写し
- (6) 従業員の第二種免許証の写し
- (7) 補助対象経費の支出及び内訳を確認できる領収書等の写し
- (8) 交付対象者が従業員の第二種免許取得に係る経費を負担したことを確認できる書類の写し
- (9) 国、地方公共団体その他の機関から別に補助金その他これに類する収入を受けたことが確認できる書類の写し（当該収入がある場合に限る。）
- (10) 預金通帳の写し等補助金の振込先口座が確認できる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象の従業員の第二種免許取得日から起算して、当該従業員を3年以上継続して雇用すること（市長が相当の理由があると認めるときは除く。）。
- (2) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (3) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (4) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第7条の規定により、通知をするものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに、郡山市公共交通運転手確保支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(補助金の返還)

第10条 交付対象者が第7条第1号に規定する補助金の交付の条件に違反し、市長が規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、規則第18条第1項の規定により補助金の返還を命じる額は、対象の従業員が次の各号に掲げる第二種免許を取得した日から従業員でなくなった日までの期間の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 1年未満の場合 補助金の額の全額
- (2) 1年以上2年未満の場合 補助金の額に3分の2を乗じて得た額
- (3) 2年以上3年未満の場合 補助金の額に3分の1を乗じて得た額

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月23日から施行する。

別表 (第4条関係)

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助金の額	備考
交付対象者が負担した従業員が第二種免許取得に要した経費	入学金、適性検査料、学科教習料、技能教習料、効果測定料、教材費、写真代及び検定料	補助対象経費の2分の1以内の額(国、地方公共団体その他の機関から別に補助金その他これに類する収入を受けた場合は、補助対象経費から当該収入額を控除した額の2分の1以内の額)とし、路線バス事業者にあつては一人当たり100,000円、タクシー事業者にあつては一人当たり50,000円を限度とする。	消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象経費から除くものとする。

郡山市長

申請者 住 所
 事業者名
 代表者 役職名・氏名

(自署又は記名押印)

郡山市公共交通運転手確保支援事業補助金交付申請書

郡山市公共交通運転手確保支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

事業者の種類	<input type="checkbox"/> 路線バス事業者 <input type="checkbox"/> タクシー事業者
補助対象事業	第二種免許取得に係る経費を負担する事業
補助事業に要する 補助対象経費	円
申請金の額	円
添付書類	1 同意書兼誓約書（第2号様式） 2 郡山市公共交通運転手確保支援事業補助金計算書（第3号様式） 3 乗合事業又は乗用事業を営んでいることの証明の写し 4 従業員との雇用契約の内容が確認できるものの写し 5 従業員の雇用保険被保険者証の写し 6 従業員の第二種免許証の写し 7 補助対象経費の支出及び内訳を確認できる領収書等の写し 8 交付対象者が従業員の第二種免許取得に係る経費を負担したことを確認できる書類の写し 9 国、地方公共団体その他の機関から別に補助金その他これに類する収入を受けたことが確認できる書類の写し（当該収入がある場合に限る。） 10 預金通帳の写し等補助金の振込先口座が確認できる書類 11 その他市長が必要と認める書類

補助金振込口座

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義（フリガナ）	

(担当者氏名) _____
 (電話番号) _____
 (電子メールアドレス) _____

年 月 日

郡山市長

申請者 住 所
事業者名
代表者 役職名・氏名

（自署又は記名押印）

同意書兼誓約書

郡山市公共交通運転手確保支援事業補助金の交付の申請に伴い、下記の事項について同意及び誓約します。なお、下記事項に偽りがあることが判明した場合には、交付された当該補助金を一部又は全額返還することに同意します。また、それにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 郡山市税（延滞金含む。）の次の税目について、納付状況（税目、税額、申告の有無等）の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】

市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）

- 2 次の項目には該当しません。

- (1) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団員等又は同条に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有している者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てを行っている者
- (3) 市税等の滞納がある者

- 3 次の項目について誓約します。

- (1) 補助金の交付の決定後においても乗合事業又は乗用事業を継続する意思を有すること。
- (2) 申請書の記載内容及び添付書類に一切の虚偽がないこと。
- (3) 補助金の対象の従業員の第二種免許取得日から起算して、当該従業員を3年以上継続して雇用すること。
- (4) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

第3号様式（第6条関係）

郡山市公共交通運転手確保支援事業補助金計算書

第二種免許取得に係る経費を負担する事業

（単位：円）

第二種運転免許取得者				補助対象経費			申請金の額 (d)=(c) × 1/2 ※2 (1,000円未満切り捨て)
氏名	生年月日 (年齢)	採用年月日	第二種免許 取得年月日	事業者負担額 (a) ※1	国等からの 補助金等の額 (b)	補助対象経費 (c)=(a)-(b)	
	(歳)						
	(歳)						
	(歳)						
						合計	

※1 消費税及び地方消費税に相当する額を除いて記載すること。

※2 路線バス事業者にあつては一人当たり10万円、タクシー事業者にあつては一人当たり5万円を限度とする。

交付申請額の合計 (d)	円
--------------	---

第 号
年 月 日

様

郡山市公共交通運転手確保支援事業補助金不交付決定通知書

郡山市長



年 月 日付けで提出された郡山市公共交通運転手確保支援事業補助金交付申請について、下記の理由により交付しないことと決定したので郡山市公共交通運転手確保支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

(理由)